

監 査 結 果 報 告 書

(財政援助団体等監査)

令和5年12月25日提出

船 橋 市 監 査 委 員

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定に基づき、次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を提出する。

令和5年12月25日提出

船橋市監査委員	栗 林 紀 子
同	齋 藤 弘 之
同	浦 田 秀 夫
同	松 橋 浩 嗣

目 次

第 1	監査の種類	6
第 2	監査の対象	6
第 3	監査の範囲	6
第 4	監査を実施した監査委員	7
第 5	監査の着眼点	7
第 6	監査の実施内容	8
第 7	監査の結果	
1	出資団体	
(1)	公益財団法人船橋市医療公社	9
(2)	公益社団法人船橋市清美公社	9
2	公の施設【指定管理者】	
(1)	船橋市光風みどり園 【社会福祉法人大久保学園】	10
(2)	船橋市北老人福祉センター 【社会福祉法人清和会】	10
(3)	ケアハウス市立船橋長寿園 【社会福祉法人清和会】	11
(4)	船橋市夜間休日急病診療所 【公益財団法人船橋市医療公社】	14
(5)	船橋市かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所 船橋市さざんか特殊歯科診療所 【公益社団法人船橋歯科医師会】	15
(6)	船橋市営住宅 【株式会社東急コミュニティー】	16
(7)	船橋市総合体育館 船橋市武道センター 【ふなばしスポーツ健康パートナーズ】	16
3	総括意見	20
参考	監査対象団体の概要	21

監査結果報告

船橋市監査基準に準拠し、次のとおり監査を実施した。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等に対する監査

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による財政援助団体等の所管部署に対する財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

1 出資団体

出 資 団 体	所 管 部 署
公益財団法人船橋市医療公社	健康部健康政策課
公益社団法人船橋市清美公社	環境部クリーン推進課

2 公の施設【指定管理者】

施 設 の 名 称	指 定 管 理 者	所 管 部 署
船橋市光風みどり園	社会福祉法人大久保学園	福祉サービス部 障害福祉課
船橋市北老人福祉センター	社会福祉法人清和会	高齢者福祉部 高齢者福祉課
ケアハウス市立船橋長寿園		
船橋市夜間休日急病診療所	公益財団法人船橋市医療公社	健康部 健康政策課
船橋市かざぐるま休日急患・特 殊歯科診療所	公益社団法人船橋歯科医師会	
船橋市さざんか特殊歯科診療所		
船橋市営住宅	株式会社東急コミュニティー	建築部 住宅政策課
船橋市総合体育館	ふなばしスポーツ健康パート ナーズ	生涯学習部 生涯スポーツ課
船橋市武道センター		

第3 監査の範囲

当該財政的援助等に係る令和4年度の出納その他の事務の執行を範囲とした。なお、それぞれ必要に応じて令和4年度以外についても範囲とした。

第4 監査を実施した監査委員

栗林 紀子
齋藤 弘之
浦田 秀夫
松橋 浩嗣

第5 監査の着眼点

次の表にある主な着眼点について調査を行い、監査を実施した。

1 出資団体

調査項目	主な着眼点
所管部局関係	
1.書類の整備	出資による権利等は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
2.権利行使	出資者としての権利行使は適切に行われているか。
3.指導監督	出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導・監督を行っているか。
4.資産	増・減資等はあるか。また、配当金がある場合は確実に収入されているか。
団体関係	
1.規定の整備	定款(寄附行為)及び経理規程等諸規定は整備されているか。
2.出資の有効性	設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。
3.決算諸表	決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
4.決算諸表等の表示	事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
5.経営成績及び財政状態	経営成績及び財政状態は良好か。
	収益率、財務比率は良好か。
6.経理・庶務事務	出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
	固定資産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
	決算書類等は適正に作成されているか。また、決算書類は直ちに監事の監査を受け、理事会の承認を得ているか。
	決裁の専決及び代決は適正に行われているか。
	委託契約書の作成は適正に行われているか。
7.会計経理及び財産管理	会計経理及び財産管理は適正か。
8.資金運用及び経費節減	資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
9.契約事務	契約方法、検査は適切か。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「実務ガイドライン」の「監査等の着眼点」を参考とした。

2 公の施設【指定管理者】

調査項目	主な着眼点
所管部局関係	
1.指定管理	指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。 事業報告書等の点検は適切になされているか。 運営状況を適切に把握し、必要な指導・監督を行っているか。 施設等の修繕は、費用負担区分に従い適正に行われているか。 利用の許可は、適正に行われているか。
指定管理者関係	
1.施設の管理	施設は、関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
2.協定書の履行	協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
3.利用料金	利用料金の設定等は適正になされているか。
4.書類の整備	公の施設の管理に係る関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「実務ガイドライン」の「監査等の着眼点」を参考とした。

第6 監査の実施内容

令和5年9月1日から同年11月22日まで、監査の対象団体及び監査委員事務局において、監査書類について調査確認するとともに、現地調査を行い、併せて関係職員から事情聴取を実施した。

第7 監査の結果

監査の結果において是正又は改善が必要と認められた事項の区分

【指摘事項】

法令に違反しているもの、故意又は過失により損害等が生じたもの、事務処理等が適切性を欠くと認められるもの、経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるもの、前回の監査において要望事項とした事項について改善の効果が認められないものなど

【要望事項】

指摘事項には至らないが、改善を要すると認められるものなど

1 出資団体

(1) 公益財団法人船橋市医療公社

(団体の概要は 21 ページ)

(所管部署) 健康部健康政策課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該出資の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【指摘事項】

① 要綱と実務の齟齬

公益財団法人船橋市医療公社補助金交付要綱第3条では、補助金の額は管理費から法人会計の収益を控除した額とし、予算の範囲内で市長が定めるとされているが、収益を控除しない額を交付していた。

所管部署に確認したところ、要綱の規定により補助対象経費から除かれる経費に対して基本財産運用益等を充て全額消費されることから、補助金額算出に当たっては改めて控除していないとのことであった。

補助金は要綱の規定に従い算出されるべきものであることから、補助金の趣旨を改めて確認のうえ、必要であれば適切に要綱を見直し、今後は要綱に基づき適正に事務を執行されたい。

(健康部健康政策課)

(2) 公益社団法人船橋市清美公社

(団体の概要は 22 ページ)

(所管部署) 環境部クリーン推進課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該出資の目的に沿って行われており、適正に執行されているものと認められた。

2 公の施設【指定管理者】

(1) 船橋市光風みどり園

(施設の概要等は 23 ページ)

(指定管理者) 社会福祉法人大久保学園

(所 管 部 署) 福祉サービス部障害福祉課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われており、適正に執行されているものと認められた。

(2) 船橋市北老人福祉センター

(施設の概要等は 24 ページ)

(指定管理者) 社会福祉法人清和会

(所 管 部 署) 高齢者福祉部高齢者福祉課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【要望事項】

① エレベーターの早期更新

複合施設である船橋市北部福祉会館では、平成 6 年から使用しているエレベーターが、令和 4 年 8 月 26 日及び 10 月 28 日並びに令和 5 年 6 月 30 日、8 月 4 日及び 10 月 6 日の計 5 回停止した記録が確認され、利用者に不便な状況が発生していた。

所管部署に確認したところ、当初は、停止から再稼働まで時間を要せず停止原因が特定できなかったため、何度も停止することを想定しておらず、修繕での対応を検討していた。しかし、令和 5 年度にも停止が発生し、指定管理者が保守業者と対応をしていたが、メーカーから老朽化により部品交換修繕は勧められないとの話があったことから、関係部局と協議し更新対応を検討することになったとのことであった。

利用者の安全及び利便性の確保並びに施設の機能を維持するため、設備の早期更新を図られるよう要望する。

(高齢者福祉部高齢者福祉課)

船橋市北老人福祉センターの管理に関する基本協定書（抜粋）

(業務の範囲)

第 4 条 乙が行う管理業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) (略)

(10) 併設施設がある場合、共用部や施設全体に係る設備及び物品の管理に関すること。

(11) (略)

(改築等)

第17条 施設等（甲の財産であるものに限る。）に関する改築、改造若しくは修繕又は新設、増設若しくは移設は、甲の負担において行うものとする。ただし、見積額が1件30万円未満（消費税等を含む）の軽易な修繕については乙の負担とする。

2（略）

(3) ケアハウス市立船橋長寿園

（施設の概要等は25ページ）

（指定管理者）社会福祉法人清和会

（所管部署）高齢者福祉部高齢者福祉課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【指摘事項】

① 指定管理料の精算事務の誤り

令和4年度の指定管理料の精算に当たり、以下の2つの費用について審査上の事務の誤りがあった。

・民間施設給与等改善費相当額

船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第2条第2項に規定する各種加算額等のうち、社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて（昭和63年5月27日社施第84号厚生省社会局長通知）に準じて加算する民間施設給与等改善費について、本通知1イでは、個々の職員の勤続年数の算定は、現に勤務する施設における勤続年数と当該職員のその他の社会福祉施設における通算勤続年数等（以下「その他の勤続年数」という。）を合算するものとされているが、本通知に示されている様式（※1）ではなく、その他の勤続年数を記入する欄のない様式（※2）で指定管理者から報告を受けており、結果としてその他の勤続年数が合算されていない例が見られた。

所管部署に確認したところ、申告を受けていない職員個々の過去の施設勤務状況については把握ができない部分であったことや、確認する必要があったことについて認識が不足していたとのことであった。

(※1) 厚生省社会局長通知 別紙様式1

施 設 名				施 設 所 在 地			備考
施設の区分	A・B・C・D・E・F・G・H			認 定 年 月 日	年 月 日		
年数等 区分 氏 名	現に勤務する施設の状況			その他の社会 福祉施設にお ける勤続年数 c	1 施設当たり 職員総勤続 年数 b+c d	1 施設当たり 職員平均勤 続年数 d/a e	
	職員数 a	職種	勤続年数 b				
	人		年 月	年 月	年 月		
計						年	

(※2) 報告を受けた様式

No	職 名	氏 名	採用年月日	勤続年数

・ 処遇改善加算相当額

船橋市軽費老人ホームにおけるサービスの提供に要する費用補助金交付要綱第2条第3項第2号アに規定する「介護職員の常勤換算数（小数第2位を切り捨てた数）に9,000円を乗じた額」の算定に当たっては、各月の常勤換算数を小数第2位まで算出し合計したうえで小数第2位を切り捨てるという端数計算を行う運用としていたが、小数第2位を確認することなく常勤換算数を算出していた。

所管部署に確認したところ、指定管理者から提出された数字が小数第1位であったため、表示されているまま確認し処理を行ったとのことであった。

指定管理料の精算に当たっては、指定管理者から提出される実績報告や資料等に基づき金額を確定しているが、提出を求める書類の様式がその根拠となる通知等に沿った内容となっているか、また、審査に必要な書類が揃っているか、その記載内容に不足はないかなど、改めて確認のうえ、適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

（高齢者福祉部高齢者福祉課）

【要望事項】

① 利用料の明確化

船橋市ケアハウス条例第14条及び同条例施行規則第10条に規定するケアハウス市立船橋長寿園の利用料については、船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第17条第1項第1号から第3号の費用の合計額となっていたが、その内訳について利用者へ明示されていなかった。

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第17条第2項

では、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならないとされている。

所管部署に確認したところ、利用料は船橋市ケアハウス条例施行規則により公表しているとのことであったが、利用者が費用の負担について正しく把握したうえで同意できるよう、あらかじめ指定管理者にその内訳を示し重要事項説明書に反映させるなど、利用料の明確化を図られるよう要望する。

なお、船橋市ケアハウス条例第15条により利用料は指定管理者の収入となることから、指定管理者の公募段階においても申請する法人等が利用料の収支状況を正確に判断できるよう、内訳等については募集要項で明確にするなど併せて配慮されたい。

(高齢者福祉部高齢者福祉課)

船橋市ケアハウス条例（抜粋）
(利用料)

第14条 利用者は、利用料としてその負担能力に応じて、1月につき14万円を超えない範囲で規則で定める額を指定管理者に支払わなければならない。

(利用料の収入)

第15条 利用料は、指定管理者の収入とする。

船橋市ケアハウス条例施行規則（抜粋）

(利用料)

第10条 条例第14条の規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

別表（抜粋）

対象収入による階層区分		利用料（月額）
1	0円～1,500,000円	66,940円
(略)	(略)	(略)
13	2,600,001円以上	133,040円

船橋市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（抜粋）

(利用料の受領)

第17条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）
- (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- (3) 居住に要する費用（前号の光熱水費及び次号に掲げる費用を除く。）
- (4) 居室に係る光熱水費
- (5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用

- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。
- 3 第1項第2号に掲げる生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。

② 修繕の負担の協議

施設等の修繕について、市あるいは指定管理者のどちらが負担するのか協議が十分とは言えない事例が見られた。

ケアハウス市立船橋長寿園の管理に関する基本協定書第15条では、見積額が1件30万円未満（消費税等を含む）の施設等の軽易な修繕については指定管理者の負担とされ、ケアハウス市立船橋長寿園指定管理者募集要項5（4）では、当該1件について、「1件とは、合理的な理由による修繕単位」としている。

しかしながら、消防用設備等点検結果の指摘に基づく修繕1件（誘導灯ランプ交換3か所で約50万円）が、指定管理者の負担で行われていた。

指定管理者に確認したところ、1件30万円未満を1か所30万円未満という認識でいたとのことであった。

所管部署に確認したところ、1件30万円を超える修繕となることがわかる相談を事前に受けた場合には、原則として市で修繕をしているとのことであった。

利用者の安全等に関わる緊急性の高いものについては、指定管理者が速やかに対応することも考えられるが、施設等の修繕に当たっては、指定管理者に過度な負担とならないよう、所管部署との協議が綿密に行われるよう要望する。

（高齢者福祉部高齢者福祉課）

(4) 船橋市夜間休日急病診療所

（施設の概要等は26ページ）

（指定管理者）公益財団法人船橋市医療公社

（所管部署）健康部健康政策課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【指摘事項】

① 協定書に規定する必要書類の未受領等

船橋市夜間休日急病診療所の管理に関する基本協定書第33条第1項第5号では、指定管理者は、個人情報を取り扱う事務について、事務の名称、取扱目的等を記載

した帳簿を作成し、公表するとともに、市に報告しなければならないと規定されているが、当該帳簿の作成、公表及び報告がされていなかった。

指定管理者に確認したところ、基本協定書には提出時期に関する記載がなく、1回目の指定管理者の指定を受けた際に個人情報を取り扱う事務の報告を行っており、その後変更がないため報告を行う必要がないと考えていたとのことであった。

所管部署に確認したところ、指定管理者の指定更新時又は取扱事務に変更が生じたときは、指定管理者が当該手続きを行うべきところ、提出書類のチェックリストで更新時に報告を受けるべき書類となっていなかったため、確認が漏れてしまったとのことであった。

基本協定書の当該条項は、令和5年4月1日に個人情報保護条例が廃止されたことに伴い削除されているが、所管部署にあっては基本協定書及び年次協定書に定めた事項の履行を適宜確認するとともに、指定管理者に対する適切な指導監督に努められたい。

(健康部健康政策課)

船橋市夜間休日急病診療所の管理に関する基本協定書（抜粋）

（個人情報の保護）

第33条 乙は、管理業務の実施に当たり、個人情報の適切な管理のために次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 個人情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る形で個人情報を取り扱う事務に限る。）について、事務の名称、取扱目的等を記載した帳簿を作成し、公表するとともに、甲に報告しなければならない。

(6)～(13) (略)

2～3 (略)

(5) 船橋市かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所

船橋市さざんか特殊歯科診療所

(施設の概要等は27ページ)

(指定管理者) 公益社団法人船橋歯科医師会

(所管部署) 健康部健康政策課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われており、適正に執行されているものと認められた。

(6) 船橋市営住宅

(施設の概要等は 29 ページ)

(指定管理者) 株式会社東急コミュニティー

(所 管 部 署) 建築部住宅政策課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われており、適正に執行されているものと認められた。

(7) 船橋市総合体育館

船橋市武道センター

(施設の概要等は 30 ページ)

(指定管理者) ふなばしスポーツ健康パートナーズ

(所 管 部 署) 生涯学習部生涯スポーツ課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【指摘事項】

① 公有財産損傷の報告漏れ

船橋市総合体育館の屋内階段及び船橋市武道センターの駐車場で発生した公有財産の損傷について、財産管理課長に報告していなかった。

船橋市公有財産規則第 12 条第 1 項では、課長及び教育委員会は、その所管する公有財産について災害その他の事故により滅失し、又は損傷したときは、直ちに財産主管課長に報告しなければならないとされている。

所管部署に確認したところ、指定管理者から当該箇所を修繕するものとして報告を受けていたことから、公有財産の損傷という認識がなく、報告が漏れていたとのことであった。

今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底されたい。

(生涯学習部生涯スポーツ課)

② 行政財産使用許可申請書の未受領

船橋市総合体育館において、自主事業に係る月極ロッカー及び屋外階段広告の行政財産使用許可申請書が提出されていなかった。

船橋市公有財産規則第 21 条では、課長は、行政財産の使用の許可に際して、あらかじめ行政財産を使用しようとする者から行政財産使用許可申請書を提出させなければならないとされている。

所管部署に確認したところ、月極ロッカーは平成 28 年度以降、屋外階段広告は令和 4 年度の行政財産使用許可申請書が提出されておらず、確認も漏れていたとのことであった。

今後は、同規則に則って適正に事務処理を行うよう徹底するとともに、指定管理

者に対する適切な指導監督に努められたい。

(生涯学習部生涯スポーツ課)

③ 料金承認表の記載不備

令和3年4月1日付けの利用料の承認手続きに当たり、指定管理者から提出された料金承認表に次のとおり記載の不備があった。

- ・船橋市総合体育館では、65歳以上を対象としたシニアの利用料を設定しているが、料金承認表に記載がなかった。
- ・船橋市武道センターでは、持込器具使用電源の利用料を2時間当たり110円（2時間まで無料）としているが、料金承認表では2時間当たり無料とのみ記載されていた。

船橋市総合体育館条例第14条及び船橋市武道センター条例第14条では、利用料は指定管理者が市長の承認を得て定めるとされている。

所管部署に確認したところ、当該利用料は旧指定管理者が定めたものであり、指定管理者が変更となっても継続する旨を選定時の提案事項として別途承認していたことから、確認が漏れてしまったとのことであった。

今後は、指定管理者と市の双方で十分に確認を行い、事務手続きに遺漏のないようにされたい。

(生涯学習部生涯スポーツ課)

船橋市総合体育館条例（抜粋）

（利用料）

第14条 利用者は、利用料として別表第1から別表第4までに掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、納付期日を別に指定することができる。

船橋市武道センター条例（抜粋）

（利用料）

第14条 利用者は、利用料として別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額を指定管理者に前納しなければならない。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、納付期日を別に指定することができる。

④ 超過利用料の誤徴収

船橋市総合体育館のメインアリーナ、弓道場及び卓球室の個人利用に係る高校生区分の利用料について、利用を許可した時間を超過した場合の超過額（以下「超過利用料」という。）が、正しくは1時間につき120円のところ130円で徴収されていた。

船橋市総合体育館の個人利用に係る超過利用料については、船橋市総合体育館条例別表第1その2個人利用の備考で、その超過した1時間につき、この表に定める額（2時間単位の金額）の5割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とされており、当該表に定める額はそれぞれ250円であることから、その超過利用料は120円が妥当である。

指定管理者に確認したところ、超過利用料をPOSレジに設定する際に、利用料の5割に相当する額の端数を切り捨てずに、誤って四捨五入した額とした料金表を使用していたとのことであった。

今後は、超過利用料についても十分確認を行うなど再発防止に努めるとともに、指定管理者に対する適切な指導監督に努められたい。

（生涯学習部生涯スポーツ課）

⑤ 事業報告書の提出遅れ

指定管理者が月毎に作成する事業報告書について、翌月10日までに提出すべきところ期限までに提出されていなかった。

船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの管理に関する基本協定書第9条第1項では、指定管理者は、月毎の事業の実施状況、施設等の利用状況及び利用料金の収入状況に関する報告書を作成し、翌月10日までに教育委員会に報告しなければならないとされている。

所管部署に確認したところ、翌月末の定例会にて、他の協議事項と合わせて報告を受けていたことから、期限を翌月末と誤認していたとのことであった。

今後は、提出期限の妥当性を考慮したうえで、同協定書に則り適正に事務処理を行うよう徹底するとともに、指定管理者に対する適切な指導監督に努められたい。

（生涯学習部生涯スポーツ課）

⑥ 収支状況報告書の誤り

指定管理者から提出された令和4年度事業報告書のうち収支状況報告等（以下「収支状況報告書」という。）について、次のとおり誤りがあった。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市からの補償額を、収入として計上していなかった。
- ・自主事業収入を誤って利用料金収入に計上していた。
- ・その他、収入及び支出の複数の項目で、金額に誤りがあった。

収支状況報告書については、船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの管理に関する基本協定書第9条第2項で、総合体育館等の利用に係る料金の収入実績及び管理業務に係る収支状況等を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならないとされており、その記載については正確性が求められる。

指定管理者に確認したところ、税抜きの本社経理から税込みの収支状況報告書を

作成したことや、ダブルチェックが不十分であったこと等により修正が必要な状況となったとのことであった。

所管部署に確認したところ、指定管理者から提出された資料については、法人としてチェックがされたものであるとの前提であったため細かい資料までは確認しきれていなかったとのことであった。

今後は、チェック機能の強化を図るとともに、指定管理者に対する適切な指導監督に努められたい。

(生涯学習部生涯スポーツ課)

船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの管理に関する基本協定書（抜粋）
（報告等）

第9条 乙は、月毎の事業の実施状況、施設等の利用状況及び利用料金の収入状況に関する報告書を作成し、翌月10日までに教育委員会に報告しなければならない。

2 乙は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第25条第1項の規定により年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 総合体育館等の利用に係る料金の収入実績
- (3) 管理業務に係る収支状況
- (4) その他管理業務の実態を確認するため、教育委員会が必要と認める事項

3（略）

【要望事項】

① 指定管理者の引継ぎ

令和3年4月1日の指定管理者の変更時に、旧指定管理者が故障した洗濯機等の物品や平成10年度からの給与・保険関係書類等の文書を撤去せず、原状を回復していなかった。

船橋市指定管理者制度ガイドライン～導入手続編～では、指定管理者が変更となる際は、旧指定管理者に対し自己負担により施設・設備等を原状に回復させることとしている。

所管部署に確認したところ、指定管理者の変更に伴う業務引継ぎについては、新旧の指定管理者が中心となり行い、新指定管理者から適切に行われた旨の報告を受けていたとのことであった。

指定管理者に確認したところ、旧指定管理者との業務引継ぎについては、令和3年2月から応接室を借用し体制を整えていたが、事務室、倉庫等に入ることはできなかったため、細かな施設内確認ができず、当該物品等は指定管理運営後の判明となったとのことであった。

同ガイドラインでは、新たな指定管理者による施設の管理運営が円滑に行われるようにするため、引継業務については、施設所管課が新旧の指定管理者との仲介役となり、配慮を怠ることのないようにするとされているが、今回の引継ぎにあっては、この点が不十分であったと思われる。今後は、同ガイドラインを参考に適切な事務処理を行うよう要望する。

(生涯学習部生涯スポーツ課)

3 総括意見

今回の監査では、指定管理者への指導監督が不十分と思われる事例が多く見られた。この多くは提出された書類の確認不足や、必要書類が提出されていないことに気付かないことなどに起因している。

指定管理者制度の導入により、公の施設について最終的に責任を持つのは市であるという意識が希薄になっていないだろうか。所管部署にあっては、公の施設の設置者として管理の適正を期するため必要書類の提出を求め、内容を精査のうえ状況によっては実地調査を行い、必要な指示をされたい。さらには、指定管理者と連携を密にして共にサービスの向上を目指すなど、より適切な施設運営となるよう努められたい。

参考 監査対象団体の概要

1 出資団体

(1) 公益財団法人船橋市医療公社

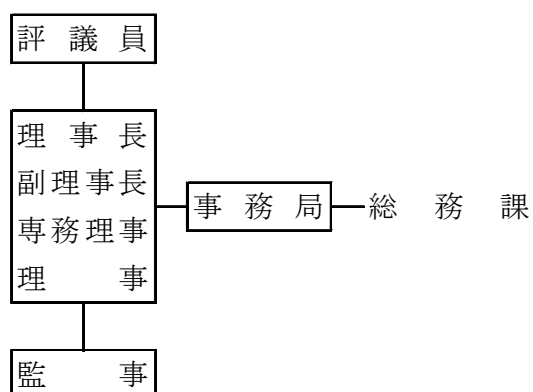
① 設立目的

一般の医療機関が休診する時間帯における急病患者に対する診療業務等を行ない、地域保健医療の発展に寄与することを目的とする。

② 基本財産及び船橋市の出資金（令和5年3月31日現在）

基 本 財 産	10,000,000円
うち船橋市の出資金	10,000,000円

③ 組織（令和5年3月31日現在）



④ 事業内容

- ・夜間休日急病診療所の管理運営事業
- ・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 公益社団法人船橋市清美公社

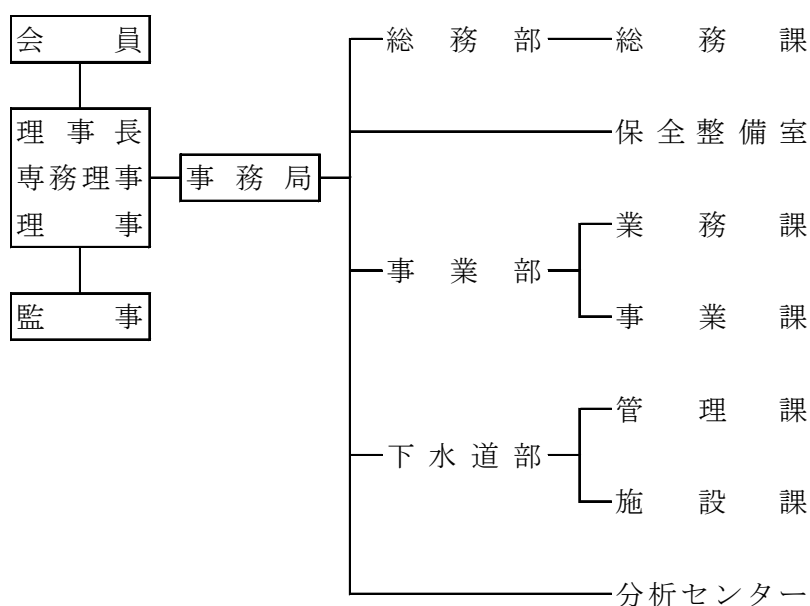
① 設立目的

廃棄物の処理、し尿及び下水道施設等の管理又は環境衛生啓発活動等に関する事業を行うことにより、船橋市及びその周辺地域における公衆衛生の向上、災害の防止及び生活環境の保全等を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

② 基本財産及び船橋市の出資金（令和5年3月31日現在）

基 本 財 産	290,000,000円
うち船橋市の出資金	40,000,000円

③ 組織（令和5年3月31日現在）



④ 主な事業内容

- ・し尿の収集及び運搬に関する事業
- ・浄化槽清掃に係る浄化槽汚泥の収集及び運搬に関する事業
- ・脱水汚泥その他一般廃棄物の収集及び運搬に関する事業
- ・駅前、道路、公園、河川、公共施設等の維持管理・保全及び美化に関する事業
- ・し尿及び下水道処理施設等の維持管理・保全に関する事業
- ・住居衛生及び上下水道等に係る24時間対応の相談、助言に関する事業
- ・し尿及び浄化槽汚泥の適正処理に係る普及啓発に関する活動
- ・公衆衛生の向上等に資する市及び市民との協働に関する活動
- ・河川の管理施設等の維持管理・保全に関する事業
- ・浄化槽の保守点検及び工事に関する事業
- ・給排水設備等の維持管理・保全に関する事業
- ・産業廃棄物の収集及び運搬に関する事業
- ・前各号に掲げる事業に関連する事業 等

2 公の施設【指定管理者】

(1) 船橋市光風みどり園

- ① 指定管理者の名称
社会福祉法人大久保学園
- ② 施設の位置
船橋市大神保町 1 3 5 9 番地 7
- ③ 指定期間
平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで
- ④ 指定管理料（令和 4 年度決算額）
1 0, 3 7 8, 1 6 0 円
- ⑤ 管理業務
 - ・ 船橋市障害者授産施設条例第 3 条各号に掲げる業務に関すること
 - ・ 利用の申込みに対する承諾に関すること
 - ・ 船橋市障害者授産施設条例第 1 2 条に規定する利用料の収受に関すること
 - ・ 光風みどり園の施設及び設備の維持管理に関すること
 - ・ 利用者の行う園芸作業に関すること
 - ・ 利用者の送迎に関すること
 - ・ その他光風みどり園の運営に関する事務のうち、市長が必要と認めるもの
- ⑥ 収支状況（令和 4 年度）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
サービス活動収益※	275, 401, 038	サービス活動費用	251, 369, 723
サービス活動外収益	3, 539, 259	サービス活動外費用	2, 569, 858
収入合計	278, 940, 297	支出合計	253, 939, 581
収支差額		25, 000, 716	

※指定管理料（土地借上料及び車両運行管理業務相当分）を含む

⑦ 施設利用状況（令和 4 年度）

利用定員	年間稼働日数	延べ利用人数	利用率
人	日	人	%
100	269	25, 184	93. 6

(2) 船橋市北老人福祉センター

- ① 指定管理者の名称
社会福祉法人清和会
- ② 施設の位置
船橋市三咲7丁目24番1号（船橋市北部福祉会館内）
- ③ 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- ④ 指定管理料（令和4年度決算額）
58,260,000円
- ⑤ 主な管理業務
 - ・老人の生活相談、健康相談その他各種相談に関する事
 - ・老人の機能回復訓練に関する事
 - ・老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の総合的供与に関する事
 - ・老人のクラブ及びサークルの運営の援助に関する事
 - ・センターの利用の許可に関する事
 - ・センターの施設及び設備の維持管理に関する事
 - ・センターの利用者の送迎に関する事
 - ・併設施設の共用部や施設全体に係る設備及び物品の管理に関する事 等
- ⑥ 収支状況（令和4年度）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
受託料収入	58,260,000	事業費	3,126,158
事業収入	72,200	管理費	49,970,010
雑収入	81,085	指定管理業務に	699,000
受取利息収入	90	係る間接経費	
収入合計	58,413,375	支出合計	53,795,168
収支差額			4,618,207

⑦ 施設利用状況（令和4年度）

市内利用者数	市外利用者数	見学者他数	団体利用者数	利用者総合計	開館日数	1日平均利用者数
人	人	人	人	人	日	人
46,139	363	120	657	47,279	293	161

(3) ケアハウス市立船橋長寿園

① 指定管理者の名称

社会福祉法人清和会

② 施設の位置

船橋市飯山満町2丁目519番地3（船橋市ケア・リハビリセンター内）

③ 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

④ 指定管理料（令和4年度決算額）

22,079,210円

⑤ 管理業務

- ・船橋市ケアハウス条例第3条に規定する業務に関すること
- ・ケアハウスの利用の許可に関すること
- ・ケアハウスの施設及び設備の維持管理に関すること
- ・利用料等の徴収に関すること
- ・その他管理業務のために、市長が必要と認めるもの

⑥ 収支状況（令和4年度）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
サービス活動収益※	89,187,499	サービス活動費用	79,679,005
サービス活動外収益	384	特別費用	9,000,000
収入合計	89,187,883	支出合計	88,679,005
収支差額		508,878	

※指定管理料を含む

⑦ 施設利用状況（令和5年3月31日現在）

	部屋数	定員	利用部屋数	利用者数	入居率	年間延べ利用者数※1	利用率※2
	室	人	室	人	%	人	%
1人用	30	30	25	25	83.3	—	—
2人用	5	10	4	8	80.0	—	—
合計	35	40	29	33	82.9	438	91.3

※1 年間延べ利用者数は、各月初日（3月は3月31日）の利用者合計

※2 利用率＝年間延べ利用者数÷年間延べ定員数

(4) 船橋市夜間休日急病診療所

① 指定管理者の名称

公益財団法人船橋市医療公社

② 施設の位置

船橋市北本町1丁目16番55号（船橋市保健福祉センター内）

③ 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

④ 指定管理料（令和4年度決算額）

177,470,078円

⑤ 管理業務

- ・夜間及び休日における応急的な診療に関すること
- ・診療費等の収受に関すること
- ・診療所の施設及び設備の維持管理に関すること
- ・その他診療所の運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの

⑥ 収支状況（令和4年度）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
夜急診事業収益	41,181,956	事業費	222,759,334
指定管理委託料	177,470,078		
診断書交付手数料	3,300		
国庫助成金収入	4,104,000		
収入合計	222,759,334	支出合計	222,759,334
収支差額			0

⑦ 施設の利用状況（令和4年度）

受診者数 （延べ）	左記の内訳			開所日数
	内科	外科	小児科	
人	人	人	人	日
3,615	414	183	3,018	365

(5) 船橋市かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所
船橋市さざんか特殊歯科診療所

- ① 指定管理者の名称
公益社団法人船橋歯科医師会
- ② 施設の位置
 - ・ 船橋市かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所
船橋市北本町1丁目16番55号（船橋市保健福祉センター内）
 - ・ 船橋市さざんか特殊歯科診療所
船橋市三咲7丁目24番1号（船橋市北部福祉会館内）
- ③ 指定期間
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで
- ④ 指定管理料（令和4年度決算額）
87,622,541円
- ⑤ 管理業務
 - ・ 障害児及び障害者に対する歯科診療に関すること
 - ・ 介護を要する高齢者に対する歯科診療に関すること
 - ・ 摂食嚥下機能訓練に関すること
 - ・ 診療費等の収受に関すること
 - ・ 診療所の施設及び設備の維持管理に関すること
 - ・ その他診療所の運営に関する業務のうち、市長が必要であると認めること
 - ・ 休日における応急的な歯科診療に関すること（かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所）
- ⑥ 収支状況（令和4年度）

船橋市かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
診療事業収入	円 25,384,867	事業費	円 60,053,236
利息	89		
雑収入	407,165		
指定管理料	34,261,115		
収入合計	60,053,236	支出合計	60,053,236
収支差額			0

船橋市さざんか特殊歯科診療所

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
診療事業収入	23,529,346	事業費	77,263,055
利息	181		
雑収入	372,102		
指定管理料	53,361,426		
収入合計	77,263,055	支出合計	77,263,055
収支差額			0

⑦ 施設の利用状況（令和４年度）

年間患者数

船橋市かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所

実患者数	新患者数	延患者数
人 586	人 309	人 2,583

船橋市さざんか特殊歯科診療所

実患者数	新患者数	延患者数
人 499	人 170	人 2,137

(6) 船橋市営住宅

① 指定管理者の名称

株式会社東急コミュニティー

② 施設の位置

船橋市海神3丁目28番（市営海神三丁目団地）ほか

③ 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

④ 指定管理料（令和4年度決算額）

98,163,000円

⑤ 管理業務

- ・入居者の公募その他の市長の業務の補助に関すること
- ・市営住宅等の施設及び設備の維持管理に関すること
- ・その他市営住宅等の運営に関する業務のうち、市長が必要であると認めるもの

⑥ 収支状況（令和4年度）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
指定管理料			
管理費	50,196,960	管理費	52,966,283
一般修繕費	22,094,040	一般修繕費	23,763,801
空家修繕費	25,872,000	空家修繕費	33,602,353
収入合計	98,163,000	支出合計	110,332,437
収 支 差 額			△ 12,169,437

⑦ 施設の利用状況（令和4年度）

施設数	戸数	入居数	入居率
施設	戸	戸	%
37	1,471	1,311	89.1

(7) 船橋市総合体育館
船橋市武道センター

① 指定管理者の名称

ふなばしスポーツ健康パートナーズ

構成員（代表者） コナミスポーツ株式会社

構成員 日本管財株式会社 東京本社

② 施設の位置

・ 船橋市総合体育館

船橋市習志野台 7 丁目 5 番 1 号

・ 船橋市武道センター

船橋市市場 1 丁目 3 番 1 号

③ 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

④ 指定管理料（令和 4 年度決算額）

2 1 6, 2 7 0, 9 8 2 円

⑤ 主な管理業務

- ・ 船橋市総合体育館条例第 3 条各号及び船橋市武道センター条例第 3 条各号に掲げる業務に関する事
- ・ 総合体育館等の施設の利用の許可に関する事
- ・ 総合体育館等の利用料の収受に関する事
- ・ 総合体育館等の施設及び設備の維持管理に関する事 等

⑥ 収支状況（令和 4 年度）

船橋市総合体育館

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
固定受託料※	218, 220, 000	管理運営事業費支出	418, 919, 893
利用料金収入	172, 386, 535	一般管理費支出	34, 029, 148
自主事業収入	77, 280, 168	自主事業費経費支出	28, 345, 045
雑収入	146, 390		
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う補償金	19, 553, 793		
収入合計	487, 586, 886	支出合計	481, 294, 086
収支差額			6, 292, 800

※指定管理料 206, 201, 130 円を含む

船橋市武道センター

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	円		円
固定受託料※	11,560,000	管理運営事業費支出	30,391,079
利用料金収入	10,577,830	一般管理費支出	1,723,917
自主事業収入	5,225,912	自主事業費経費支出	3,221,940
新型コロナウイルス感染症の影響に伴う補償金	2,064,495		
収入合計	29,428,237	支出合計	35,336,936
収支差額			△ 5,908,699

※指定管理料 10,069,852 円を含む

⑦ 施設利用状況（令和4年度）

船橋市総合体育館

利用件数	専用利用者数	個人利用者数
件	人	人
11,464	402,652	171,685

船橋市武道センター

利用件数	専用利用者数	個人利用者数
件	人	人
5,728	75,750	3,527

